

# 「2023 年税制改正大綱の速報」

## 相続税及び贈与税の改正

贈与税の基礎控除 110 万円控除が無くなるのではないかとこの巷の噂がまことしやかにありましたが、やはりさすがに無くなりませんでした。

ただ、次のような改正がなされる予定です。

現在の法律では、次のようになっています。

相続開始の日（通常は死亡日）の前 3 年間の贈与は相続財産に加算する、その一方でその際に納付していた贈与税は相続税から控除する。ただし還付になる場合は、還付しない。この場合の贈与財産は別に 110 万円を超えたものだという条件はありませんので、10 万円であろうが 50 万円であろうが加算することになります。

これを、次のように改正することとしています。

前 3 年間の前 7 年間とする。ただし、前 4 年から 7 年の間は 1 年につき 100 万円を超えたものを加算するとしています。納税者側への配慮ということですが、たぶん、7 年もさかのぼって少額の贈与まで調べ上げることは困難という調査技術上の配慮もあるのだと思います。（2024 年 1 月 1 日以後の贈与より適用）

相続時精算課税制度があります。当事務所は事業承継等の際、用いることが多いです。

この制度は、2500 万円まで 1 度に贈与することができ、その金額を超えた場合は超えた金額の 20% の贈与税を支払います。この制度は名前が示す通り、この制度を選択した年分以後の贈与財産はすべて相続財産に加算して、支払った贈与税は、相続税から控除し、還付になる場合は還付するという、贈与はすべて相続時に精算するという制度です。

この制度の難点の一つは、以後、通常の贈与の 110 万円控除が適用できなくなることで

す。  
今回の改正で、相続時精算課税制度でもその毎年の 110 万円控除を認めるとしています。そして相続税の申告の際、毎年控除した 110 万円を加算しなくてよい、10 年であれば、1,100 万円を加算しなくてよいとされます。（2024 年 1 月 1 日以後の贈与より適用）

## 空き家を売却した場合の 3,000 万円控除

被相続人が居住していた土地家屋が死亡後空き家となったのでそれを売却した場合は 3,000 万円控除できますが、その要件に、家屋を取り壊して売却することという要件があります。

ですから、私どもの事前の注意事項は、「家屋の取壊し前、取壊し中、取壊し後の写真を必ず取っておいてください」というものと、「売買契約書は、家屋取壊し後、引き渡しを受けるといふもの」にしてくれといふものになります。

それが、改正要綱では、売買をした翌年の 2 月 15 日までに取り壊せばよいこととなります。とはいふものの、この特例を使いたい売主としては売買と同時に取り壊してもらわないと安心できないでしょうから、多くの場合は、「引き渡し後、速やかに取り壊す」との文面の契約書でもよいことになるとの考えになると思います（2024 年 1 月 1 日以後の譲渡に適用）

## 低利用地の売却の 100 万円控除

従前、売却価格 500 万円以下が適用要件でしたが、市街化区域等であれば、800 万円まで増額されます。

なお、その後の利用として、コインパーキングは不可となります。（2023 年 1 月 1 日以後の譲渡に適用）

## 消費税のインボイス制度の経過措置の改正

免税業者がインボイス番号を登録して課税事業者になるべきかどうか、その選択をする際、判断は非常に難しいものがありました。

免税業者が課税事業者になれば当然、減収となります。だからと言って、免税業者のままであれば、仕事を発注する側の会社は消費税が控除できなくなるわけですから、消費税は上乘せしないで支払いたいと思うのが普通です。それを国は単純に10%減額することは独禁法違反であり、十分話し合っただけで決めるようにといます。そんな面倒なことはできないので取り引き停止にしようと思うとそれも独禁法違反だといいます。そのかわり相手が免税業者であっても3年間は10%の80%、つまり8%は消費税を控除してあげるとの制度をつくりました。これでは、免税業者はできるなら免税業者のままでありたいと思うでしょうし、しわ寄せは、全部、発注する会社に押し付けられたようなものです。でも、国の本音は将来を考えると免税業者も課税事業者になってほしいのだと思います。

ここで、新たな経過措置の改正案が考え出されました。

免税業者がインボイス番号を登録したら、3年間は、納付すべき消費税は課税売上高の10%の消費税の20%、つまり2%でよいというものです。

簡易課税制度のみなし仕入れ控除率が低いサービス業等は、これによりインボイス番号を登録するメリットがでてきました。

発注する側の会社は、発注する仕事の量を増やすので、インボイス番号を登録してくれと依頼しやすくなります。

インボイス番号の登録申請期日はやむを得ない事情がない限り令和5年3月31日としています。でも3月31日以後の申請になっても、やむを得ない事情は問わないとしています。

免税業者はインボイス番号を登録すべきか、総合的に考えなければいけませんが、相手方に当方は課税売上高が1,000万円以下の業者ですと宣言してしまうのは事業戦略上、なるべく避けた方がよいように思います。

## インボイス番号制度を悩ます値引きの改正

インボイス番号制度の実務的に一番、頭を悩ませたのが、支払いの際に端数を切った値引きをした場合や振込手数料相当額を差し引いた場合でも、インボイス番号の付いた書類を発行しなければならないというものです。実務的には少額すぎて問題になることはないとは思いましたが、専門誌やネットが騒がしく書き立てるので、私どもは、領収書を発行していれば、その領収書に但し書きをすればよいとしましたが、振込の際、領収書を発行しない業者がほとんどです。その場合は、翌月の請求書に値引きの欄（普通はあります）を設けるようにと話をしてきました。

この度の改正要綱では、1万円以下の値引きは書類の発行を要しないと少額認容の対応をはっきりさせるようです。現実的な改正です。事前準備を進めてきた会社にとっては「今更、なんのこっちゃ」の感はあるかと思いますが。

他にも、一杯、改正はありますが、書ききれませんので、ここまでとします。

2023年1月1日 文責 水野雄二